

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（A）の分解点検時、入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（B）の分解点検時、入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	プロセス計算機の復水器海水出入口温度に関して仕様書に記載されていない内部定数項目があり、補正している可能性が認められたため、対応検討	As	
4	1号機	発電機励磁機室において、ハウジングフィルターに汚れが認められたため、当該フィルターを交換	D	
5	1号機	復水脱塩装置のK塔（陽イオン交換樹脂再生塔）通薬再生時、通薬元弁の開閉ランプ表示に不良（閉状態で開表示）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
6	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）冷却海水系の逆洗用四方弁の点検時、二次減速機のギヤーケースに微細な割れが認められたため、対応検討	D	
7	3号機	所内ボイラ（B）出口手動ダンパにおいて、閉側キーロック機構に不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
8	3号機	原子炉制御盤中性子出力監視装置記録計において、制御棒引抜監視装置（A）記録（緑ペン）にインク切れによるデータの欠測が認められたため、対応検討	C	
9	4号機	廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂デカントポンプ軸シールの水供給弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジデカントポンプ軸シール水の供給弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水ポンプ出口ストレナ差圧計（B）において、指示不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
12	5号機	計器設定に関する確認において、補機冷却海水ポンプ吐出ヘッダ圧力計の計器仕様表記載の測定範囲に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	5号機	所内ボイラ室西側屋外において、チェッカープレート（側溝蓋鋼板）に腐食が認められたため、当該プレートを修理	D	
14	5号機	排気筒サンポンピットの入口ハッチにおいて、腐食が認められたため、当該腐食部を点検・修理	D	
15	5号機	非常用ガス処理系パイプダクトにおいて、配管下部に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	5号機	所内ボイラ室において、北側入口扉の上部に腐食及び塗装等の剥離が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	原子炉水溶存酸素濃度指示計において、指示計の不良により「原子炉水溶存酸素濃度高」の警報発生が認められたため、当該指示計及び警報装置を点検・修理	D	
18	5号機	制御棒駆動水ポンプ（B）現場計器盤において、扉ノブに破損が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
19	5号機	所内ボイラ（B）供給重油流量計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
20	5号機	廃棄物地下貯蔵設備室排風機（A）において、出口ダンパー駆動部に錆が認められたため、当該駆動部を点検・修理	D	
21	5号機	気体廃棄物処理系の規定流量調整において、流量調整弁の動作不良（微調整不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	タービン蒸気加減弁急閉検出用制御油圧力スイッチのテスト弁において、グラウンド部よりリーク（鉛筆芯1本）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	所内ボイラ（B）窒素封入制御盤用ドラム圧力指示計において、指示不良（1kg/cm ² 程度低）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
24	6号機	硫酸第一鉄注入タンク自動洗浄工程において、淡水（洗浄水）入口弁に動作不良が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
25	6号機	原子炉再循環MGセットオイル循環ポンプ（B2）において、カップリング側ベアリングに異音（カリカリ音）が認められたため、当該ベアリングを点検・修理	D	
26	6号機	原子炉建屋空冷チラードレン配管中間ファンネルにおいて、ドレン排水時にのぞき窓のパッキン部よりリーク（1滴/20秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	6号機	復水脱塩塔満水検知器において、動作不良が認められたため、当該検知器を点検・修理	D	
28	6号機	非常用スイッチギヤ室空調機（AH6-10A）吸込ダンパにおいて、リンク機構に外れが認められたため、当該機構を点検・修理	D	
29	6号機	非常用スイッチギヤ室空調機（AH6-10B）吸込ダンパにおいて、リンク機構に外れが認められたため、当該機構を点検・修理	D	
30	6号機	非常用スイッチギヤ室空調機（AH6-10B）吸込ダンパとプレナム接続部のカバーに一部損傷が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
31	6号機	タービン補機冷却水系熱交換器（C）エリアにおいて、ストームドレンファンネルに腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
32	集中環境施設	雑固体焼却炉廃油供給ポンプ（A）出口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
33	集中環境施設	洗濯廃液濃縮設備脱塩装置用新樹脂供給用ホッパにおいて、上蓋用パッキンに劣化（亀裂）が認められたため、当該パッキンを交換	D	
34	その他	水処理設備排水用中間ポンプ（A）において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで